大阪市景観計画（令和６年４月施行）概要版

景観形成の目標と基本方針

景観形成の目標

都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい景観をつくる

大阪らしい景観の特徴は「風格・洗練」、「水・緑」、「歴史・文化」、「にぎわい・活気」の４つのテーマから捉えることができます。こうした本市における景観形成の意義と大阪らしい景観の特徴を踏まえ、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とします。

景観形成の基本方針

これまでの地域の特性をいかした景観の形成とともに、市域の景観の向上を図ることを基本方針として景観形成の施策を進めてきました。これらの方針を継承しながら、景観形成の目標を実現していくための基本方針を次のとおり定めます。

【景観形成の基本方針】

① 市域全域での心地よい市街地景観の形成

② 地域の特性をいかした景観の形成

- ○大都市らしい風格や洗練された景観形成
- ○水や緑をいかしたうるおいと安らぎを感じる景観形成
- ○歴史や文化が息づく景観形成
- ○活気とにぎわいあふれる景観形成

③ 市民や事業者との協働による景観形成

【眺望景観・夜間景観形成の観点から見た基本方針】

- ○都市のイメージを高める印象的な顔づくり（眺望景観・夜間景観）
  - ・眺望景観の典型的な３つの眺め
  - ・夜間景観の典型的な４つのあかり
- ○景観資源を活用した地域のにぎわいづくり（眺望景観）
- ○個性を際立たせた夜間のにぎわいづくり（夜間景観）
- ○景観に対する意識の向上と都市への愛着や誇りの醸成（眺望景観）
- ○安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくり（夜間景観）

眺望景観の
典型的な
３つの眺め

夜間景観の
典型的な
４つのあかり

景観計画区域等

※景観計画区域等は、マップナビおおさか（その他まちづくり＞都市景観に関する情報）で確認できます。

景観計画区域

景観形成の目標の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む。）を景観計画区域として定め、景観計画区域は、「基本届出区域」、「重点届出区域」及び「まちなみ創造区域」により構成し、地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図ります。

【基本届出区域（３区域）】

都心景観形成区域	・概ね大阪環状線の内側（重点届出区域及びまちなみ創造区域を除く） ・大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲 【新大阪駅西側】 新大阪駅を中心とした商業地域・容積率 600%以上の区域 【大阪駅北側】 大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域の区域 【天王寺駅南側】 大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域の区域
臨海景観形成区域	・概ね大阪港に臨む範囲 東側：国道 43 号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋 西側：大阪湾（市境）　北側：中島川　南側：大和川（市境） に囲まれた区域
一般区域	・都心景観形成区域及び臨海景観形成区域以外

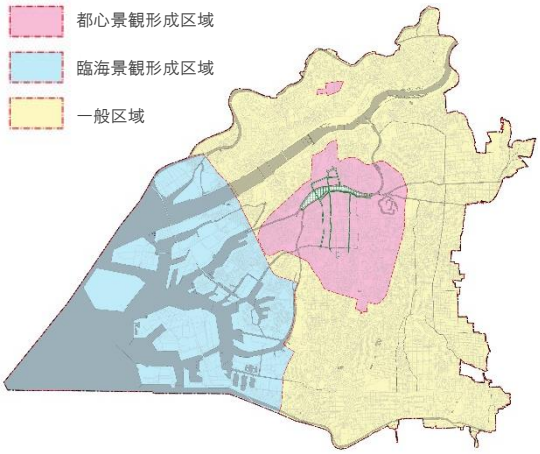

【重点届出区域（７地区）】

御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地 【区間：大阪駅前～土佐堀通、長堀通～難波駅前】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地 【区間：土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地 【区間：大阪駅前～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地 【区間：国道２号～千日前】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地 【区間：なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道２号及び国道２号に面する敷地 【区間：なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋）

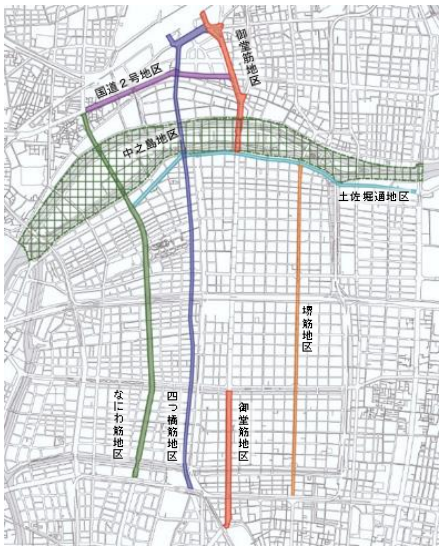

【まちなみ創造区域（１地区）】

御堂筋デザインガイドライン地区	「御堂筋本町北地区地区計画」及び「御堂筋本町南地区地区計画」に定める区域。ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除く。

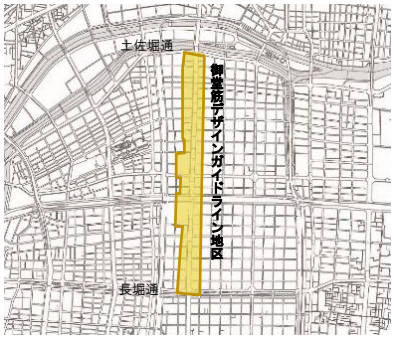

景観配慮ゾーン

地形や市街地構造の景観特性に特に配慮した景観形成を図るべきゾーンを「景観配慮ゾーン」と位置づけ、対象となる範囲、景観形成の方針及び基準を定め、「基本届出区域」、「重点届出区域」及び「まちなみ創造区域」での景観形成方針や基準に加え、重層的に景観形成を図ります。

建築物・工作物の届出等の対象となる行為

建築物

	届出等の対象となる建築物	届出対象行為
基本届出区域 まちなみ創造区域	(1)敷地面積が2,000㎡以上の建築物で高さが10m以上であるもの (2)延べ面積が5,000㎡を超える建築物で地階を除く階数が6以上であるもの	新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	規模にかかわらず全て	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でいずれかの面の修繕等に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

工作物1（高架道路・鉄道、河川の護岸、橋梁その他これらの規模に類する土木構造物）

	届出等の対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 まちなみ創造区域	(1)高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2)川幅の平均が100m以上の河川の護岸	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3)橋長が100m以上の橋梁	
	(4)前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等
重点届出区域	(1)高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2)川幅の平均が50m以上の河川の護岸	施工延長が50mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3)橋梁	建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4)前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	

工作物2（煙突、電波塔、広告塔など）

	届出等の対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 重点届出区域 まちなみ創造区域	(1)煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で高さが20mを超えるもの (2)建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で、高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が20mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

工作物3（遊戯施設）

	届出等の対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 重点届出区域 まちなみ創造区域	コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

屋外広告物の事前協議等の対象となる行為

屋外広告物

	事前協議等の対象となる行為	重点届出区域の各地区の対象範囲
重点届出区域	新設又は変更（意匠変更も含む） ※屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物（7㎡以下の自家用広告物）やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象となります。	【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】 当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。ただし、当該街路から視認できないものを除きます。 【土佐堀通地区】 当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除きます。 【中之島地区】 当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

景観施策の体系

建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

- **建築物等の誘導**
  - 建築物等の景観誘導
    - 景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導
    - 計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導
  - 屋外広告物の規制誘導
  - 景観上重要な建造物や樹木の保全
  - 景観上重要な公共施設の景観形成
  - 大規模な面的開発に合わせた景観誘導
- **景観まちづくりの推進**
  - 地域主導の景観まちづくりの支援
  - 関係者による協議の仕組み

景観に関する市民や事業者の意識の啓発

- 地域の景観資源の活用
- 優れた建築物やまちなみの顕彰
- その他の啓発施策の展開

様々な専門家等と連携した推進体制づくり

- 専門家に対してアドバイスを求める仕組み
- 専門機関等の活用

景観法を活用した景観形成の取り組み

まちづくりなどと連携した本市独自の景観形成の取り組み

景観法を活用した景観形成の枠組み

「景観形成の目標と基本方針」を踏まえ、景観法に基づき次に示す枠組みで景観誘導を図ります。

景観法

景観計画区域（＝大阪市域全域）（法第8条第2項第1号）

基本届出区域	重点届出区域	まちなみ創造区域

- 区域・地区ごとの景観形成方針（法第８条第３項）
- 建築物・工作物の届出制度
  - ・景観形成基準（法第８条第２項第２号）
  - ・届出対象行為（法第 16 条第１項、第７項）
- 屋外広告物に関する行為の制限
  - ・広告物基準（法第８条第２項第４号イ）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
  - ・景観上重要な建造物や樹木を保全・活用するための指定方針（法第８条第２項第３号）
- 景観重要公共施設制度の活用
  - ・整備に関する事項（法第８条第２項第４号ロ）
  - ・占用等の許可の基準（法第８条第２項第４号ハ）

要綱等

エリアごとに定める要綱やガイドライン等に基づき、事業者等と大阪市との対話による事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物および用途の誘導等を行う。

景観計画区域内で届出を行う場合は、景観計画に示す「景観形成方針」や「景観形成基準」に適合する必要があります。
なお、届出対象規模に満たない行為についても景観形成方針に沿った建築物等の計画として下さい。

■お問い合わせ【大阪市景観計画に関すること】
計画調整局　計画部　都市計画課（都市景観）
TEL：06-6208-7885
□大阪市景観計画は、大阪市ホームページにてご参照いただけます。
URL：https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000498760.html